

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③、並びに申立期間④のうち昭和25年6月30日から同年7月7日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の資格取得日を20年4月10日、申立期間②の資格喪失日を23年6月1日、申立期間③の資格取得日を23年8月12日、資格喪失日を同年10月24日、申立期間④の資格喪失日を25年7月7日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額については、申立期間①は40円、申立期間②は1,800円、申立期間③は2,000円、申立期間④のうち25年6月30日から同年7月7日までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①、及び申立期間④のうち昭和25年6月30日から同年7月7日までの期間は、明らかでないと認められ、申立期間②及び③は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月10日から21年4月1日まで
② 昭和23年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和23年8月12日から同年10月24日まで
④ 昭和25年6月30日から同年9月30日まで

私は、昭和20年4月10日から25年9月30日まで、A社に勤務し、甲板員として同社所有の漁船に乗り組んでいた。申立期間①は、高等小学校を卒業後、公共職業安定所の紹介で入社し、20年6月に手繰り船に乗り組んで日本海での操業に従事していた。申立期間②は、B丸の雇止年月日が23年5月31日となっているので、資格喪失日は同年6月1日だと思う。申立期間③は、C丸の予備船員として待機した期間であり、船員保険の被保険者期間である。申立期間④は、資格喪失日が25年6月30日となっているが、D丸に同年7月6日まで乗り組んでおり、D丸を下船後は、同年7月から同年8月頃のストライキが終結するまで同社に在籍していた。

全ての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、A社が保管している申立人に係る船員勤怠表及び入社退職記録簿の記録から、申立人は、甲板員として昭和20年4月10日に入社し、25年6月30日に退職したことが確認できる。

また、事業主は、「当社では、甲板員について、入社日を船員保険被保険者の資格取得日、退職日の翌日を資格喪失日としていることから、申立人は昭和20年4月10日から25年6月30日まで当社において船員保険に加入させており、船員保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間①については、申立人が同時期に入社したとする同僚は、「私は、申立人と同時期である昭和20年5月にA社に入社した。」と供述しており、前述の入社退職記録簿の記録において、当該同僚の入社日は昭和20年5月5日とされていることが確認できるところ、A社に係る船員保険被保険者名簿において、当該同僚は同日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立事業所の社誌であるA社百年史（平成23年刊）に掲載されているグループ船舶一覧表において、申立人が乗り組んだとするE丸、F丸は、同社所有の船舶であることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人の所持する船員手帳（昭和23年6月2日再交付）には、A社が所有するB丸における雇止年月日が昭和23年5月31日と記録されていることなどから判断すると、申立人が同日まで同社の船舶に雇入れされていたことが確認できる。

さらに、申立期間③については、前述の船員手帳及び船員勤怠表などから判断すると、申立人が、A社が所有する船舶の予備船員として待機していた期間であることが認められる。

加えて、申立期間④のうち、昭和25年6月30日から同年7月6日までは、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人は、A社が所有するD丸に甲板員として、昭和25年3月20日に雇入れされ、同年7月6日に雇止めされていたことが確認できる。

一方、前述のとおり、申立人は、入社退職記録簿において「昭和25年6月30日希望退職」と記録されていることが確認できる上、事業主は、「甲板員について、退職日の翌日を資格喪失日としている。」と回答しているものの、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、事業主が提出した前述の入社退職記録簿において、「昭和25年6月30日希望退職」と記録されている複数の同僚のうち、申立人と同様に当該期間において船舶に乗り組んでいたと推認される者に係る船員保険の被保険者記録は、昭和24年9月21日から25年7月24日まで継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③、並びに申立期間④のうち昭和 25 年 6 月 30 日から同年 7 月 7 日までの期間において、それぞれ船員保険被保険者として船員保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間①は、申立人と同時期に入社した者等の A 社に係る船員保険被保険者名簿における標準報酬月額の記録から 40 円とすることが妥当であり、申立期間②及び③、並びに申立期間④のうち昭和 25 年 6 月 30 日から同年 7 月 7 日までの期間は、申立人に係る各申立期間前後の船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、申立期間②は 1,800 円、申立期間③は 2,000 円、申立期間④のうち同年 6 月 30 日から同年 7 月 7 日までは 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①、及び申立期間④のうち昭和 25 年 6 月 30 日から同年 7 月 7 日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が昭和 23 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、事業主が申立人に係る申立期間③の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人の当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保

除料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間④のうち、昭和 25 年 7 月 7 日から同年 9 月 30 日までは、申立人は、「D 丸を下船した後は昭和 25 年 7 月から同年 8 月に実施された人員整理撤回を要求するストライキに参加し、その間は A 社に在籍し、給与も同社から支給されていた。」と主張しているが、事業主は、「ストライキ中の賃金を支給することはない。」と回答している上、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A 社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 25 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失した同僚 47 人のうち連絡先の判明した同僚は、「ストライキがあったのは覚えているが、私はすぐ退職した。申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、A 社の船員保険被保険者名簿において、昭和 24 年 9 月 21 日から 25 年 7 月 24 日まで船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる同僚は既に死亡しており、D 丸を下船後の申立人の勤務実態及び保険料控除に関する具体的な供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間④のうち、昭和 25 年 7 月 7 日から同年 9 月 30 日までの期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和21年1月15日、資格喪失日は、22年1月14日であると認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月中旬から約1年間

私は、期間の特定はできないが、昭和21年1月中旬から約1年間、A社に事務職として勤務した。同社の所在地はB県C郡D町であったと思う。

従業員数は、事務員が私を含め4人で、ほかに約20人が勤務していた。私の仕事の内容は、製造部品の出し入れや伝票の整理であった。

勤務していたことに間違いないので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚（申立人の弟）の証言及び仕事の内容等に係る申立人の具体的な記憶から判断すると、申立期間当時、申立人は申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、被保険者名簿において、健康保険の整理番号、厚生年金保険の記号番号、資格取得日及び生年月日の記載が無いものの、申立人と同姓同名で、標準報酬月額（60円）と資格喪失日（昭和22年1月14日）が記載された基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿に記載されている申立事業所の所在地（B県C郡D町）は申立人の供述と一致し、当該被保険者名簿には申立人が氏名を記憶している同僚（女性）の被保険者記録が確認できる上、当該被保険者名簿において申立人のほかに申立人と同姓の被保険者は確認できないことから判断すると、申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

加えて、当該被保険者名簿において48人の被保険者が確認できるが、申立人と同様に、厚生年金保険の記号番号、健康保険の整理番号、生年月日及び資格取得日の記載の無い者が多数確認でき、社会保険事務所（当時）における記録管理上の不備がうかがわれる。

また、当該被保険者名簿において、健康保険の整理番号の付番及び欠番状況から判断すると、申立人は、昭和21年1月15日から同年4月6日までの期間に被保険者資格を取得したことがうかがえるところ、申立人は、「私は、昭和21年1月中旬に入社した。仕事に慣れてきた、入社から約3か月後に、学校を卒業する私の弟を会社に紹介した。」と供述し、申立人の弟も「当時、申立事業所の事務職員として既に勤務していた私の姉の紹介で、学校を卒業後、4月に入社した。私は申立事業所において短期間しか勤務せず、私の姉より先に退職した。」と回答しており、前述の被保険者名簿において、申立人の弟は21年4月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿において同年4月より前に同被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、最も資格取得日が遅いのは同年1月15日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年1月14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額から60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和54年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月10日から同年7月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、平成17年6月29日に退職するまで継続して同社に勤務した。

昭和54年2月10日から62年1月20日まではA社B事務所（所在地は、C国。）において勤務したが、当該期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事台帳の発令履歴及び経歴書から、申立人は、昭和42年4月1日から平成17年6月29日まで同社に継続して在籍し、申立期間を含む昭和54年2月10日から62年1月20日までB事務所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用の対象となる事業所は日本国内に所在する事業所とされているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がB事務所で一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚3人には、いずれもB事務所に勤務していた期間においても被保険者記録が継続していることが確認できる上、同社は、「申立期間当時の資料が残っていないため確認することはできないが、当時、B事務所に勤務していた者については、当社において厚生年金保険に加入させていたと思われる。申立期間当時に申立人と一緒にB事務所に勤務していた同僚3人と同様に、申立人についても、当社が申

立期間に係る保険料を給与から控除していたことは間違いない。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和54年7月の標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年11月から10年1月までの期間及び同年4月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで

ねんきん定期便では、私がA社B支店に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額は36万円と記録されているが、私が所持している申立期間に係る賃金支払明細書によれば、標準報酬月額38万円に見合う厚生年金保険料が控除されているので、控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法において、標準報酬月額の算定の基礎となる報酬には、金銭（通貨）以外のもの支払われる住宅、食事等の現物給与も算入することとされ、「現物給与の取扱いについて」（昭和31年8月25日付け保文発第6425号厚生省保険局健康保険課長回答）により、「知事の定める額から本人負担分を控除したものを現物給与額とする。」とされているところ、申立期間のうち、平成9年11月から10年1月までの期間及び同年4月については、申立人が所持している当該期間に係る賃金支払明細書により確認できる金銭給与額、年金事務所による前述の「知事の定める額」についての回答（当時、1か月当たり1万2,400円）、及び申立事業所による現物給与（社宅）に係る報酬月額への加算についての回答から判断すると、申立人が当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（36万円）を超える報酬月額（約40万円から45万円まで）の支払いを受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高

い標準報酬月額（38 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成9年11月から10年1月までの期間及び同年4月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月、10年2月、同年3月及び同年5月から同年9月までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る賃金支払明細書から確認できる金銭給与額に社宅の現物給与額を加算した報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と比べ同額又は低額であると認められることから、特例法に基づく記録の訂正及び保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

私は、満20歳になったときは両親と同居し、自宅から短期大学に通学していた。卒業後も家事手伝いとして両親と同居生活を続けていたところ、いつ頃、どこから送付されてきたのかについては、記憶が定かではないが、「国民年金が強制加入になった。」との通知が届いたため、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、未納期間が無いように2年分の国民年金保険料を遡って納付してくれたはずなので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

なお、国民年金の加入手続時、母親はA市の職員として勤務していたので、同市B区役所に出向き、納付方法をよく聞いて未納期間が無いように納付してくれたはずである。添付している領収書が申立期間の保険料を納付した領収書ではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持するA市が平成3年7月31日に発行し、同日付けで3万6,000円の国民年金保険料を納付した領収書、及び申立人の前の番号を持つ20歳加入者の資格取得日から、同年6月から同年7月までの間に払い出されたものと推認され、申立人の国民年金への加入手続は、この頃に資格取得日を元年4月1日として遡って行われたものと考えられ、当該加入時点においては、申立期間のうち、同年4月の保険料については、時効により納付できない。

また、申立人は、平成元年7月から3年3月までの保険料を同年8月7日に過年度納付したことが確認できる社会保険事務所（当時）が発行した領収証書を所持しているが、当該保険料を納付した時点では、申立期間のうち、

元年5月及び同年6月の保険料についても時効により納付することができない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、上記平成3年7月31日発行の領収書が申立期間の保険料を納付した領収書ではないかと思う旨を主張しているが、申立期間の保険料を納付するには、手帳記号番号の払出日から過年度納付となる場所、過年度納付の納付書・領収証書は、社会保険事務所が発行するものである上、当該領収書に記載されている金額は申立期間に係る保険料額（2万4,000円）とは異なるほか、当該領収書の年度欄には「03」、始月欄には「4」、終月欄には「7」とそれぞれ記載されており、当該保険料額が平成3年度保険料4か月分と一致することを踏まえると、当該領収書は平成3年4月から同年7月までの保険料に係るものであると推認され、申立期間の保険料である事情はうかがえない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月頃から 62 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 60 年 8 月頃から 62 年 1 月 31 日の閉店まで、A社（現在は、B社）が経営するC店で勤務していた。

一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私に被保険者記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「昭和 62 年 1 月 31 日C店閉店」と寄せ書きされた色紙及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも昭和 61 年 3 月 12 日から 62 年 1 月 31 日まで、申立事業所にパート社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 8 年 10 月にD社に名称変更した後、23 年 3 月にB社に吸収合併されているが、合併前に申し立てられた他の事案に係る事業所照会においてD社は、「パート社員については、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。雇用保険と厚生年金保険には一体として加入させていた。」と回答していたことが確認できる。申立人の同僚が所持するA労働組合作成の昭和 62 年 1 月付け「C店従業員住所録」において、C店閉店時の従業員数は 45 人（申立人を含む。）と確認できるのに対し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認できる者は 40 人で、申立人を含む 5 人の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立期間当時、申立事業所は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の 40 人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録を調査した

ところ、39 人について被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は各人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している一方、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該 40 人のうち、所在が判明した 31 人に照会し 15 人から回答を得たが、申立人の入社時期及び保険料控除に関する回答は得られない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 49 年 1 月 10 日から 62 年 7 月 1 日まで国民年金に加入し、申立期間を含む 49 年 4 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、B 社は、「合併前の資料は過去約 5 年分しか引き継いでいないため、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。